

諮問日：平成30年7月12日（平成30年度（情）諮問第8号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（情）答申第22号）

件名：特定の裁判官がツイッターに投稿した件に関して東京高等裁判所が作成した文書等の不開示判断等に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、別紙記載1の文書（以下「本件開示申出文書1」という。）については全部を不開示とし、別紙記載2の文書（以下「本件開示申出文書2」という。）については作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年1月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載の各文書は実質的に同じ内容の文書であるから、本件開示申出文書1が存在し、本件開示申出文書2が存在しないというのは、明らかに矛盾している。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書1の開示の申出について、東京高等裁判所が当該申出に係る文書として特定し、その全部を不開示とした文書（以下「本件対象文書」という。）には、その全体に個人識別情報（氏名等）や下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意に関する情報が記録されており、この情報は、同条に基づ

く注意が事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的実質を含んだ処分とは異なるものであり、その性質上、その運用自体が個人的事情に関わる機微なものというべきであるから、これを開示することにより、人事管理に係る事務について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本件対象文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当する情報が記録されているものとして、全部を不開示とすべきものである。

苦情申出人は、別紙記載の各文書は実質的に同じ内容の文書である旨を主張するが、本件開示申出文書2は、本件開示申出文書1のうち注意に係る意思決定に関する文書と考えられ、同じ文書とはいえない。そして、探索の結果、東京高等裁判所において本件開示申出文書2を保有していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年7月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月21日 審議
- ⑤ 平成31年2月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書の全体について、氏名等の個人識別情報のほか、下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意に関する情報が記録されていることが認められる。そこで検討すると、同条に基づく注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的な効果を伴わない措置であると解される。また、同条に基づく注意を実施する手続等に関する定めはない。そうすると、同条に基づ

く注意の性質上、その運用自体が個人的事情に関わる機微なものというべきであり、本件対象文書中の同条に基づく注意に関する情報については、その内容に照らして、これを開示することにより、人事管理に係る事務について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象文書は、法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当する情報が記録されているものとして、全部を不開示とすべきものと認められる。

- 2 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書2について、本件開示申出文書1のうち下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意に係る意思決定に関する文書と特定したものであり、したがって、別紙記載の各文書が同じ文書であるとはいえず、東京高等裁判所において本件開示申出文書2を保有していない旨を説明する。本件開示申出文書2は、特定の裁判官に対する注意のとき又は注意に供するために作成した文書と解するのが相当であるから、上記特定は妥当である。そして、同条に基づく注意に係る意思決定を行うに際し、文書の作成が必ず求められるものではないことからすれば、東京高等裁判所において本件開示申出文書2を保有していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京高等裁判所において本件開示申出文書2を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において、本件開示申出文書2を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書はその全部を不開示とすべきものであり、東京高等裁判所において本件開示申出文書2を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 特定の裁判官がツイッターに投稿した件に関して東京高等裁判所が作成した全文書
- 2 東京高等裁判所が平成28年6月21日付けで特定の裁判官を口頭注意処分した際に作成した文書